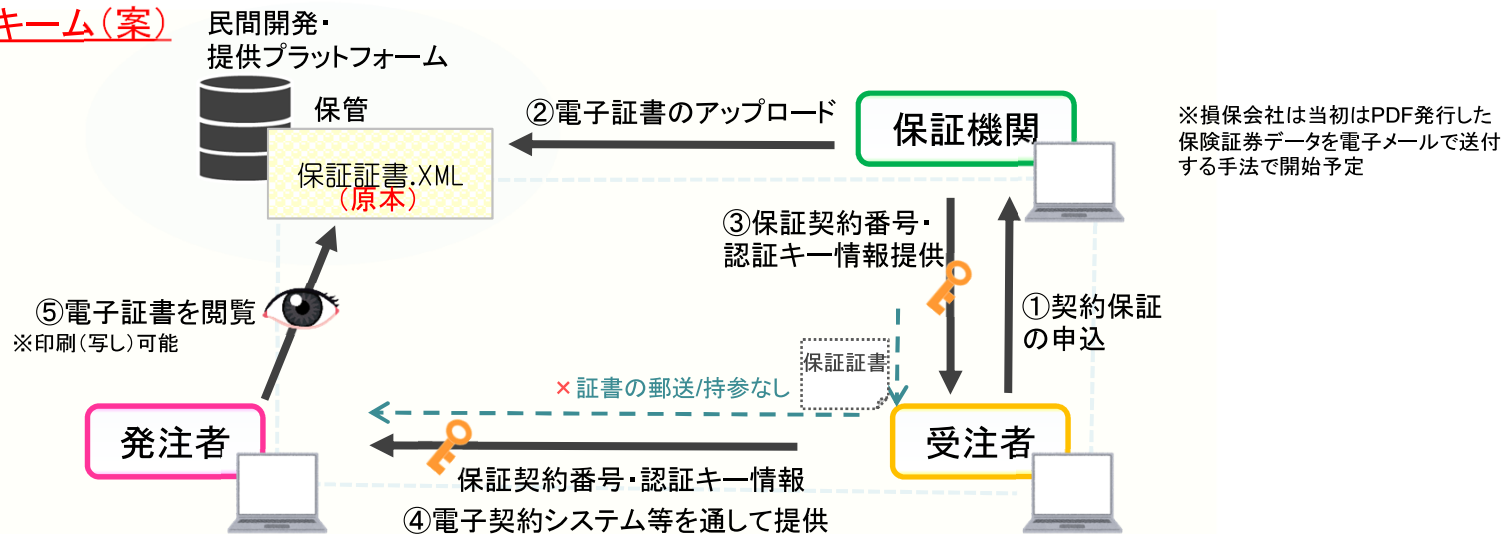


保険証券・保証証書の電子化について

- 近年の社会的要請を踏まえ、行政手続きをはじめ各種手続きの電子化が進められているところ、公共工事の契約に関する手続きのうち、履行保証及び前払金保証に係る各種手続きについても電子化を進めることとしており、現在書面にて作成等されている保証証書については、以下のスキームにより電子化を行う予定である。（令和4年5月より国土交通省直轄工事での導入を予定。）
- 保証証書等の電子化により、受注者から発注者へ保証証書等を郵送又は持参する必要がなくなる上、保証機関は紙の保証証書等を発行する必要がなくなる等、手続きの効率化が達成できる。

電子化スキーム(案)



○公共工事標準請負契約約款(抄)

(契約の保証)

第四条 (A) 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に**寄託**しなければならない。

一～四 (略)

五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2～5 (略)

(前金払及び中間前金払)

第三十五条 (A) 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第百八十四号)第二条第四項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第五項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に**寄託**して、請負代金額の十分の〇以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から十四日以内に前払金を支払わなければならない。

3～8 (略)